

# みとよ 農業委員会だより

## 第14号

平成29年7月1日



## 地域農業の未来のために ～新規就農者への支援

ルップ・ジェロムさん (36歳) 豊中町  
矢野 康江さん (57歳 三豊市農業委員)



編集・発行

三豊市農業委員会

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL.73-3046

# ごあいさつ

三豊市農業委員会  
会長 堀江 博



農業委員会だより第14号の発行に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

市民の皆様方におかれましては、平素、農業の振興と農村の発展、そして農業委員会に格別のご理解をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

我が国は、日本列島と呼ばれるように南北に長い地形であり、気候や風土にも相当の違いを有しつつ、古来から、それぞれの地域に根差した農耕文化を形成しながら発展してまいりました。

しかし近年では、農産物市場開放への圧力が現実になり、また、生産・流通コストの上昇などから、農業者にとってアンフェアと言わざるを得ない農産物価格を受け入れざるを得ず、農業生産の場から夢や希望が失われつつあるのが現実となっています。

その結果、農業就業者数は、過去50年間で約700万人も減少し、耕作放棄地は拡大の一途を辿り、農地面積は昭和36年のピーク時から約150万ヘクタールも減少しています。

このような状況を踏まえ、農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などの事務に取り組み、広く農業農村の振興・発展を図るべく、日々活動を行っています。

如何にすれば今日の農業を取り巻

く課題が克服できるのか、更なる生産と発展に向かうことができるのか、当然、解決への道筋を検討し、計画を持つことは重要ですが、最も大切なのは、一致協力してプランを実践することではないでしょうか。

実践には相当な労力と資金も必要ですし、一定期間やり抜く忍耐も必要となります。場合によっては、失敗の危険性もあります。農業者や地域の希望を計画にし、計画を実践に移す体制を整え、困難を乗り越えて実践に踏み出す、そして、その効果を見出すとともに、少しの失敗を恐れず好循環を紡ぎ出す、その上で、地域の中に共感と連帯を生み出す必要を感じます。

今、三豊市では、少しずつ実践が始まりつつあります。移住者の受け入れ、新しい作目の導入、地域ぐるみによる農業用施設の管理、六次化への試み、消費者との交流や新たな流通販路の開拓などへの動きを感じますが、これらの動きを安定した農業再生への力に育てるためには、個性ある地域の声や動きを育てる寛容も必要ではないでしょうか。

農業委員会としても、与えられた任務と責任を自覚しつつ、夢や希望を持つ若者を失望させず、子や孫が将来ともに安心・安定して暮らせる地域づくりに取り組みます。引き続き、ご理解ご協力をいただきますようお願いし、ごあいさつとさせていただきます。

## 地域農業の未来のために

### 新規就農者への支援

三豊市農業委員会は、平成28年4月に委員改選を行い、現在農業委員24名、農地利用最適化推進委員68名が各地域で活動しています。農地法が改正され、農業委員会の役割が「**農地等の利用の最適化の推進**」として強化されたことにより、これまで以上に「**担い手への農地集積・集約化**」、「**耕作放棄地の発生防止・解消**」、「**農業への新規参入の促進**」に積極的に取り組んでいます。

今回は、その中でも地域農業の将来を担う新規就農者への支援について、三豊でがんばる認定新規就農者と共にご紹介します。



**フランス生まれの新規就農者**  
ルップ・シエロムさん (36歳)  
豊中町

ルップさんは、今年で来日12年目。三豊市へはご結婚を機に、平成27年の春に引越してきました。それまでは大阪でフランス語と英語の講師をされており、今でもつい大阪弁が出てしまう程、日本語も堪能です。

意外なことに三豊市へ来るまでは農業に全く興味がなかったのですが、こちらに住むようになってから、奥様の親戚がされていたブドウやブロッコリーの栽培を手伝うようになりました。これまで語学学校の講師として人とはかり向き合ってきた、少し疲れていたところに、自分一人で黙々と作業をする農業という職業に段々興味を惹かれ、平成28年の春からはJAのインターン生としてブドウの栽培の研修を受けられました。

現在は、インターンを修了し、親戚の農業を手伝いながら、自身でも農地を借りてシャインマスカットの栽培を始めています。

### チーム体制で新規就農者をサポート

6 月末現在で、三豊市には市から認定を受けた認定新規就農者が 31 名います。ルップさんもその中の一人で、農業次世代人材投資事業の交付金（旧青年就農給付金）を受けて就農されました。このような新規就農者が、次世代を担う農業者として確実に独立、定着できるように「経営・栽培技術」、「営農資金の確保」、「農地の確保」について、それぞれの専門の担当者を選任し、チーム体制でサポートをしています。専門の担当者は農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、香川県農地機構、JA、西讃農業改良普及センター等から選任されます。そのサポート体制の中、ルップさんも農地機構を通じて農地を借りており、また、農業経営基盤強化資金としてハウスなどの農業施設や農業用機械を買うための資金も借りる予定です。

### 地域で支える農業委員

三豊市の農業委員である矢野康江さんは、インターン生だったルップさんを豊中町の齊藤修さん（ルップさんの奥様のご親戚）と共に受け入れ、ブドウ栽培の技術指導をされました。人懐っこい性格のルップさんとはすっかり打ち解け、今では家族のような関係です。

矢野さんは豊中町桑山地区でご主人と、最近就農された娘さんと一緒に 60 アールほどシャインマスカットを中心にブドウの栽培を行っており、県内外へ非常に品質の高いブドウを出荷されています。「市場でうちのブドウが欲しいと名指しで買ってくれ。それがいいものを作らないといけない



というやりがいになる。ブドウは手間がかかるが、手間をかけた分いいものができる。ルップさんも将来名指しで買ってもらえるようなブドウ農家になって欲しい。」「彼は、まじめで勉強熱心。分からないことはとことん聞いてくるし、全ての作業も丁寧。」「矢野さんはご夫婦で期待を寄せ、温かく見守っています。

ルップさんも、「ブドウの摘花や摘粒の作業は細かいし、大変。でもその大変さが面白い。農業は楽しくできたらいい。楽しくないと、続けられない。自分ができる範囲でないと、管理もできないし気持ちもついていかない。これからは無理のない範囲で規模拡大していきたい。」と、農業と誠実に向き合い、努力されています。

また、ルップさんの奥様は、豊中町内で洋菓子店を経営されており、「将来はケーキに使えるようなラズベリーや、アンズなどの果樹も作りたい。」とのことで、夫婦共作のケーキがお店に並ぶのも楽しみです。

「三豊市は自分が育ったフランスの田舎町に雰囲気似ている。」と、故郷の面影を感じる祖国から遠く離れた三豊市で、新たな道を歩み始めたルップさんをこれからも応援したいと思います。

### 新規就農者と農業委員の意見交換会を開催

三豊市農業委員

馬場 優子（三野町）



新規就農者が経営を確立し、地域農業の担い手となるように支援するため、1 月 23 日に市危機管理センターにおいて、意見交換会を開催し、新規就農者（就農 5 年未満）12 人と、農業委員 11 人が参加しました。

最初に県農地機構や西讃農業改良普及センターの担当者が、経営をステップアップするために必要な取り組みや、活用できる事業等を紹介しました。それを参考に、経営の悩みや今後の計画等について話し合い、先輩農業者である農業委員が助言しました。

新規農業者は、資金繰りや農地の確保、技術の習得等に苦勞しながらも、農業は奥が深くやりがいがあると意欲的に取り組んでいます。農家の後継者だけでなく、非農家や市外出身でゼロからスタートの人もおり、地域の支えが重要であると改めて感じました。

限られた時間でしたが、新規就農者は課題解決の糸口や地域との繋がりを見つけることができたのではないかと思います。今後交流を希望する声が多く、新規就農者の支援を継続したいと思います。



## 農地の利用状況調査【農地パトロール】が始まります！

農業委員会では農地法に基づき、遊休農地解消、違反転用の防止等を目的に、毎年1回**農地の利用状況調査（農地パトロール）**を行っています。今年も7月から9月の間に、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が地域を巡回します。

調査の際には、農地の中にやむなく立ち入る場合があります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



## 農地パトロールの結果に基づき、 対象者に遊休農地の利用意向調査を行います。

農地パトロールの結果、「再生可能な遊休農地」と今回の調査で新たに判断された農地について、所有者の方に利用意向調査を行います。遊休農地を解消し、限りある農地を有効的に利用するための意向調査です。

対象になった場合は、11月頃ご自宅に郵送、または地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が直接調査票をお届けする予定です。

調査票が届いた場合は、調査対象になった遊休農地について、今後どうしたいかというご自身の意向を下記のような選択肢の中から選んでいただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

### 【主な選択肢】

- ・香川県農地機構を通じて農地の借り手を探してほしい。
- ・自分で農地の借り手を探したい。
- ・自分で耕作・管理したい。



調査票が届いたのにご返送をいただけなかった場合、また、意向調査で香川県農地機構を通じての貸借を希望しないまま調査対象の遊休農地を放置している場合、その農地の固定資産税の課税が強化される場合があります。



農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう  
支援策が充実している今がチャンス!!

# 農地を貸したい人

# 農地を借りたい人

**香川県農地機構なら  
安心して農地を借貸できます**

公益財団法人香川県農地機構は、農地の借り受け・貸し付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

国や県から様々な支援策が出されており、農地貸借を行うチャンスですので、ぜひご利用ください。

**お問い合わせ先** 公益財団法人香川県農地機構  
TEL087-831-3211 E-mail:k-nk@nifty.com  
香川県農業経営課 TEL087-832-3408  
各市町農業主務課・農業委員会・各農業改良普及センター

農業委員会事務局内に農地機構の農地集積専門員が駐在していますので、お気軽にご相談ください。  
☎ 73-3046 (三豊市農業委員会事務局内)



# 大切な農作物を獣害から守るために

## ● みなさんで対策をしましょう

三豊市内各地でイノシシが出没しています。

農地にやってくる原因の一つは「**エサ**」があるからです。人にとっては価値のないものでも、イノシシにとってはエサとなるものが数多くあります。これらを適切に管理することが、農作物を守ることに繋がります。

### 【対策例】

- ・ 収穫しない野菜や果樹などを農地に残さない。
- ・ 放置された果樹は完全に収穫するか、伐採する。
- ・ 家庭から出た食品残さを農地や庭先に放置しない。
- ・ 稲刈り後のヒコバエや雑草はすきこむなどして発生を抑える。
- ・ お墓の果物やお菓子などのお供え物は、お参りが終わったら持ち帰る。
- ・ のり面や畔などの雑草もエサや隠れ場所になるので除草する。



すでに、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置している場合は、**維持管理が大切**です。

- ・ 定期的に見回りをし、破損があったら補修、設置面の掘り起し等で隙間があったら、すぐに埋めましょう。
- ・ 効果を持続させるためにも、柵のまわりに雑草が生い茂る前に刈り取りましょう。

## ● 農作物を獣害から守るため、農地に設置する柵等に対する補助事業があります

補助には条件がありますので、設置を検討されている場合は、農業振興課までお早めにお問い合わせください。

29年度の申請は12月22日までです。



## ● 捕獲することも重要です

香川県では狩猟免許試験を毎年2回、夏と冬に実施しています。イノシシ等の捕獲を行うには、試験に合格し狩猟登録や保険への加入等が必要です。詳しくは農業振興課までお問い合わせください。

## ● もし、近くでイノシシを見かけたら…

- ・ イノシシの視線から隠れましょう！  
背をむけず、ゆっくりと、電柱、街路樹や塀などの物陰に隠れましょう。
- ・ できるだけ高いところに逃げましょう！  
塀の上や植え込みなど、イノシシより少しでも高いところに逃げましょう。



# 農事相談開催日程

農業委員会では、農地の貸し借りや農地転用、農業者年金、その他農業に関することについての相談を行っています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。(先着順でご案内します。)

開催日	対象地域
平成29年 7月 7日(金)	高瀬町・山本町・財田町
平成29年 8月 7日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成29年 9月 7日(木)	高瀬町・山本町・財田町
平成29年 10月 10日(火)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成29年 11月 7日(火)	高瀬町・山本町・財田町
平成29年 12月 7日(木)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成30年 1月 9日(火)	高瀬町・山本町・財田町
平成30年 2月 7日(水)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成30年 3月 7日(水)	高瀬町・山本町・財田町

開催時間：13:30～16:00

開催場所：三豊市危機管理センター1階 会議室（農業委員会事務局横）

※日程及び開催場所は、変更になる場合があります。

全国農業新聞を  
購読してみませんか？  
この国の農と食を伝えます

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である  
農業委員会系統組織が発行する週刊の  
農業総合専門紙です。

週刊 金曜日発行  
月 700円  
年 8,400円 (消費税込)  
お申し込みは 農業委員会事務局へ  
TEL. 73-3046

## 農地を転用するときは、農地法の許可が必要です！

### 【農地転用とは】

農地（田や畑）を住宅や店舗等の建物敷地、資材置場、駐車場、太陽光発電施設など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や土砂採取場等に利用する場合も転用になります。

農地法の許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や、原状回復命令等の命令がなされる場合があります。また、違反転用や、原状回復命令違反には3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科される罰則の適用もあります。

●農地転用の許可申請の受付は、農業委員会で行っています。詳しくは、三豊市農業委員会事務局（TEL：73-3046）にお問い合わせください。

●なお、農振法に基づく農用地区域内にある農地については、農地転用許可申請に先立ち、農用地区域から除外しておく必要があります。詳しくは農業振興地域制度を担当する三豊市農業振興課（TEL：73-3040）にお問い合わせください。



# 老後の備えは農業者年金で安心!



☆農業者年金は農業者のための公的な年金制度です。詳しい制度の内容をQ&Aで紹介します!

## 【農業者年金の加入について】

**Q** 農業者年金にはどのような人が加入できますか?

**A** 次の3つの要件を全て満たしていれば、農業者年金に加入する資格があります。

- 年間60日以上農業に従事している。
- 国民年金の第1号被保険者である。(保険料納付免除者は除きます。)
- 年齢が20歳以上60歳未満である。

また、保険料の額は月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

## 【少子高齢化時代に強い! 安定した積み立て方式の年金】

**Q** 農業者年金はどんな仕組みなのですか?

**A** 自分が納めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、その年金原資の額に応じて年金額が決まる積み立て方式の年金です。自分の年金を自分で積み立てていくので、今後少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

## 【80歳までの保証つきの終身年金】

**Q** 年金はいつまで受け取れるのですか?

**A** 農業者年金は原則65歳から受給が始まり、生涯受け取ることができます。何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活にとって、ずっと一定の所得が確保されます。

また万が一、80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡した翌月から80歳に到達する月までに受け取れるはずであった農業者年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

## 【税制の優遇措置】

**Q** 公的年金ならではのメリットは?

**A** 農業者年金は公的な年金制度なので、税制面でも次のような優遇措置があります。

- 支払った保険料は全額、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になります。その分課税対象所得が下がり、納める税金が安くなります。
- 受け取る年金も公的年金等控除の対象になります。65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

## 【保険料の国庫補助】

**Q** 保険料の負担が大きいのですが…。

**A** 40歳未満で、認定農業者で青色申告者であるなど一定の要件を満たしていれば、保険料の国庫補助(月額最高1万円)を受けられます。

詳しくは、農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp> をご覧いただくか、農業委員会事務局(TEL.73-3046)、またはお近くのJA各支店までお問い合わせください。